

地域医療の充実強化並びに自治体病院の医師確保対策及び 財政支援措置について

九州部会提出
説明担当 小林市

地域医療の要諦である自治体病院は、公的医療機関でなければ対応が難しい多くの不採算医療を担いながら、住民福祉向上の社会的使命を果たしている。

しかしながら、医師不足や偏在から内科、産婦人科等の診療科が休診に追い込まれ、また、経営難から医学の進歩に対応した医療機器の更新もままならない状況となっている。

このような厳しい環境が続く中、地域医療の充実のため、自治体病院はそれぞれの地域の実情を踏まえた医療環境の整備や経営の健全化を図るなど懸命に努力している。

こうした積極的な取り組みによっても、地方自治体単独では、制度上・財政上の限界があり、問題を根本から改善することは極めて難しい状況である。

そこで、地域住民に良質な医療を効果的かつ継続的に提供するには、医師不足の解消や地域偏在の改善、とりわけ自治体病院の役割に応じた財政支援措置の充実強化が必要不可欠である。

よって、国においては、地域医療の充実強化を積極的に推進するとともに、地域医療の中核を担う自治体病院の社会的使命が達成され、地域住民が安心して必要な医療を持続的に受けることができるよう、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1. 医師不足の解消や偏在の是正を図るため、医師の計画的な育成、確保及び定着を目的とした実効性ある支援策を講じること。
2. 地域住民だれもが、いつでも、どこでも必要な医療を受け、安全で安心な生活を送ることができるよう、自治体病院の存続による診療体制の強化を図るための支援策を講じること。
3. 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤の安定を確保するため、特に高度・特殊医療、周産期医療、小児医療、救急医療、へき地医療などに対して、地方交付税措置等の充実強化を図ること。